

## 環境保全・地元対応について

### 1 環境保全・地元対応について

地元協議会での主な取り組みは①から③ です。

①環境保全に関する排ガス・騒音・振動・悪臭・排水など規制対象となる項目について

○協議済です。

②建設予定地の外周道水路（別紙参照）の整備等について

○組合事務局草案を基に、意見を伺います。

○留意事項

・地元協議会に対して、組合事務局草案を提示できるのは、関係部署（埼玉県・鴻巣市・警察等）との打ち合わせ後になります。

③地元要望について

○協議会で要望書をまとめ、組合及び構成市町に提出します。

○協議の経過

- ・「エネルギーの有効利用として売電収入の一部を、地域の課題解決に活用する。」とした事務局案に対して、地元協議会から一定の理解をいただいています。
- ・今までの協議の中では、温浴施設、災害に備えるための場所、予定地周辺の自歩道及び治水施設などが話題となりました。

### 2 現在の埼玉中部環境センターの主な地元対応

○事業収入や有価物の売却収入の一部を地元の町である吉見町へ交付し、吉見町により地元対応が実施されています。

○吉見町の施設である荒川荘に蒸気を送っています。

※現在の埼玉中部環境センターは、地元に対して直接的に費用を交付していません。

※現在の埼玉中部環境センターを建設した当時は、売電という仕組みはありませんでした。